



# 鳥獣被害とその対策 (救済制度)は

村尾明利 議員

**町長** 被害額、範囲等勘案し、  
ケース・バイ・ケースで対応する



**問** 鳥獣被害とその対策について伺う。近年、農作物の鳥獣被害が急速に拡大しつつある。かつては山沿いの集落において、奥まった田んぼや畑に出没し、今や町内の平坦地にも出没、とりわけイノシシは、山沿いの田んぼを防護柵で囲むため里へへと広範囲に拡大してきた。被害の詳細は定かでないが今年も鹿、熊の出現が報告されている。鳥獣被害がさらに拡大し農作物の生産に影響が広がれば、耕作放棄地の拡大傾向につながる。本腰

を入れた鳥獣被害の対策が必要ではないか。主だった鳥獣被害の状況と被害換算金額はいくらか。

**答** 農業振興課長

平成21年度の被害状況は、ほとんどがイノシシ被害で水稲27haで約125万円、雑穀類2haで16万円、飼料作物7haで15万円、果樹1haで4万円、野菜3haで8万円程度であるが金額の算定は概算です。本年度現在、イノシシ被害が水稲で16ha18万円、熊の被害がブドウで13アール58万円、スイートコーンの一部や養蜂の箱20箱等が報告されています。

**問** 広い面積に被害が及んでいるが、被害金額は思ったほどでないとも言える。ただ生産者にとって防除あるいは被害復旧が大変な負担となる。先頃の雨川地内での熊の出没経過と今後の対策は。

**答** 農業振興課長

8月14日熊の被害報告を受け現地調査で確認した。16日に有害鳥獣駆除申請し、県から捕獲用檻を借りて出没地に設置しているが現在まで捕獲で

きていません。

**問** 熊は、保護動物ということ、捕獲許可も檻の捕獲で即、殺処分とは

いかないと聞いている。生産農家にとって非常に手ぬるい対応が続くわけで危険も伴い、大変困っておられる状況にある。ハウスブドウ、スイートコーンの被害状況を見聞したが、これの共済制度救済はどのようになって

**答** 農業振興課長

ブドウは農業共済の対象作物で救済があるが、スイートコーンは対象作物になっていません。

**問** 今、緊急雇用対策で開発農地の再生事業に取り組んでおられるが、鳥獣被害がこのように拡大すれば生産者の意欲は大きく減退し、耕作放棄地がむしろ拡大する。災害補償制度と言った救済制度はできないか。

**答** 農林課長

あらかじめ補償制度を設けることは難しい点がある。農作物被害の対応は被害額、範囲等もろもろケース・バイ・ケー

スで対応していく方針です。

**問** 町民憲章の制定について伺う。旧仁多町には、合併30周年記念として昭和60年に「みんなの誓い」町民憲章が制定されている。合併後、旧町のものとして今、顧みられない状況にある。町民憲章「みんなの誓い」はとても平易な言葉でお年寄りから子どもまで分かりやすく町づくりの指針が表現されている。合併5周年を迎えたこの時期に、これまで仁多地域で親しまれてきた町民憲章をベースに新たな「奥出雲町町民憲章」を制定する考えはないか伺う。

**答** 町民憲章は、町民が生活する上においての規範、指針などを定め目標として示すもので、日常生活の中で生かして、日々これを実践していくことが重要で、総合計画策定の過程で広く意見を聞いて、どのような策定過程がよいかも含め、町民憲章を前向きに考えていきたいと思えます。